

植物防疫の現状と課題

2025年9月



消費・安全局植物防疫課
農林水産省

植物防疫の現状と課題

I 植物防疫について

- 1 植物防疫制度の必要性と目的
- 2 植物防疫所の業務

II 国際防疫について

- 3 植物検疫に関する国際ルール
植物検疫措置に関する国際基準
- 4 国際植物防疫 等

III 輸出植物検疫について

I 植物防疫について

1 植物防疫制度の必要性和目的

2 植物防疫所の業務

1 - 1 . 植物防疫制度の必要性と目的

- 国内外を問わず、病虫害のまん延が深刻な農業被害をもたらし、国民生命に重大な影響を及ぼした事例が多数存在。食料の安定供給のためには、植物の移動を規制し、病虫害の侵入・まん延を防ぐ植物防疫制度を適切に運用することが重要
- 現在でも世界の食料のうち2～4割が病虫害の被害により喪失しているとされ、植物防疫の重要性は不変

海外における病虫害の被害例①

1860年頃、アメリカからブドウ苗がフランスに持ち込まれる



アブラムシの一種であるブドウ介壳が附着して持ち込まれ、10年程度で全土にまん延



ブドウ生産に壊滅的な被害

1872年、ドイツがブドウ介壳の侵入を防ぐため、ブドウ苗の輸入を禁止



世界初の植物検疫

海外における病虫害の被害例②

1845年、アイルランドにアメリカからジャガイモ疫病が侵入し、まん延



主食のジャガイモに壊滅的な被害が発生



ヨーロッパ最後の大飢饉が発生

(100万人以上が死亡
150万人が北米大陸へ移住)

国内における被害例

享保17（1732）年に気候不順による作物の生育不良に加えてウンカ類が大発生



防除する技術がなく水稻に甚大な被害

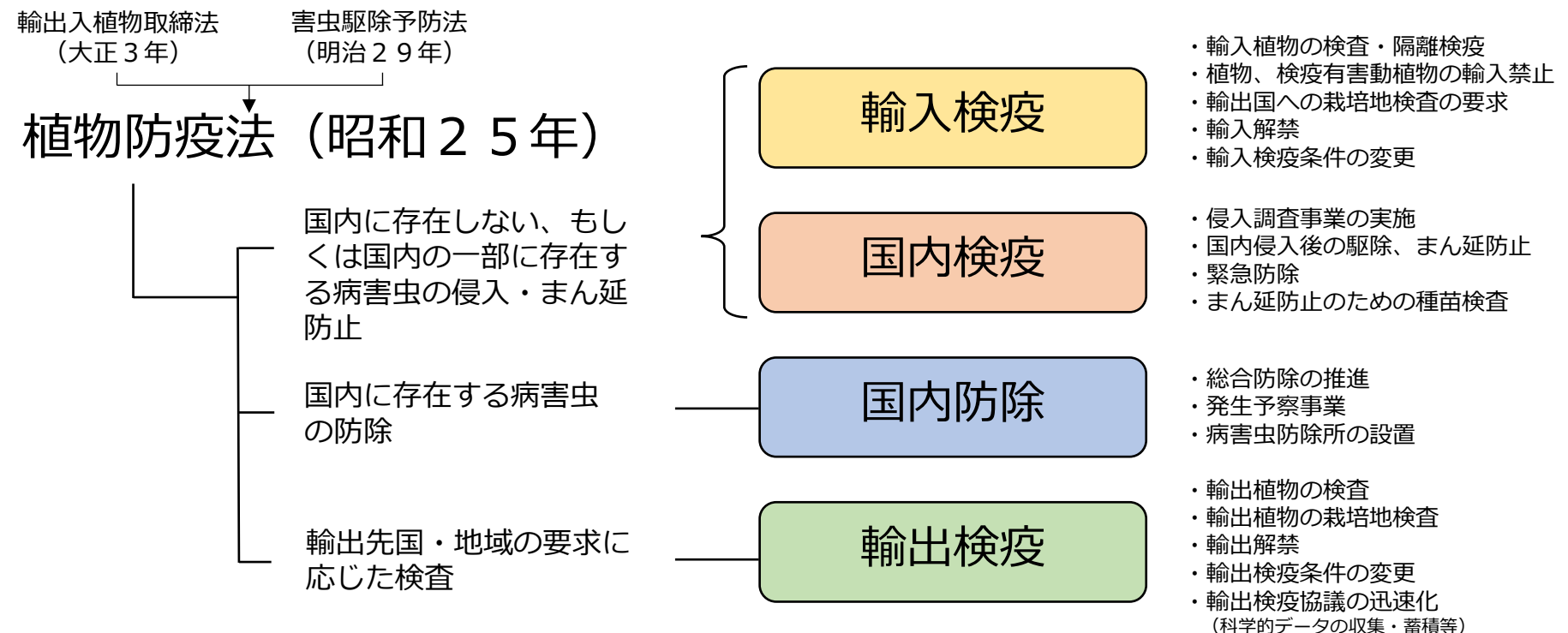


享保の飢饉

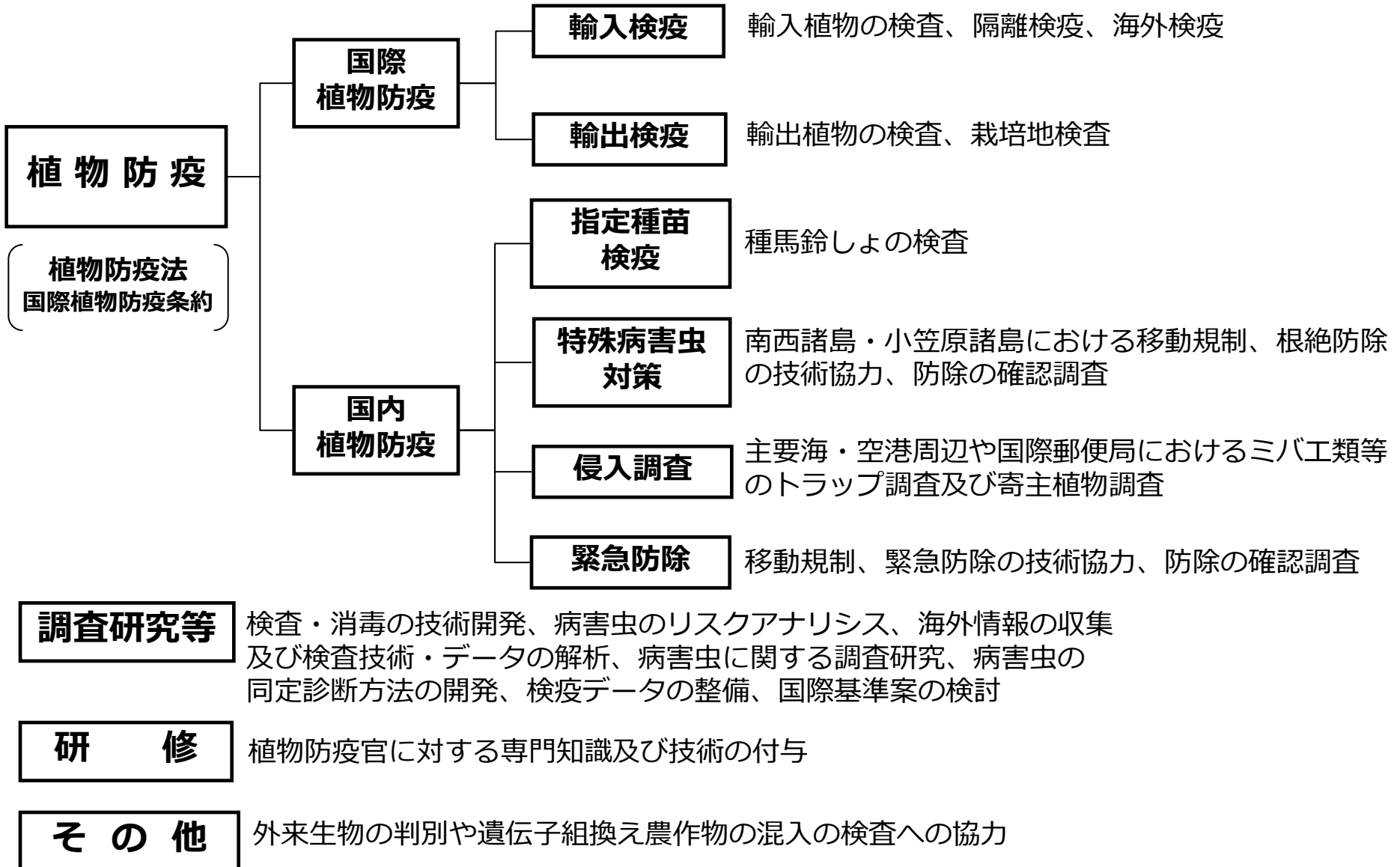
200万人以上が飢え、1万2千人が餓死

1 - 2. 植物防疫制度の必要性と目的

- 日本では、植物検疫に関する輸出入植物取締法（大正 3 年）と国内の病害虫防除に関する害虫駆除予防法（明治 2 9 年）を一本化し、昭和 2 5 年に植物防疫法を制定。
- 農業生産の安全及び助長を図ることを目的として、1) 国内に存在しない、もしくは国内の一部に存在する病害虫の侵入・まん延防止を図るための輸入・国内検疫、2) 国内に存在する病害虫の防除を図るための国内防除、3) 輸出先国・地域の要求に応じた検査を行う輸出検疫を実施
- この目的を達成するため、植物防疫所を設置して植物防疫官を置くとともに、各都道府県に病害虫防除所を設置



2. 植物防疫所の業務



Ⅱ 国際防疫について

- 3 植物検疫に関する国際ルール
植物検疫措置に関する国際基準
- 4 国際植物防疫

3 - 1 . 植物検疫に関する国際ルール

- 衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS協定：Sanitary and Phytosanitary Measures）
WTO協定の一部として制定され、1995年1月に発効。
- 国際植物防疫条約（IPPC：International Plant Protection Convention）
1952年4月に発効し、我が国は発効時から加盟。2025年3月現在185の国と地域が加盟。
SPS協定上の国際基準である「植物検疫措置に関する国際基準」の策定及びその実施支援、
途上国に対する技術協力等の活動を行う。

衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS協定）

1 目的

検疫・衛生措置が、加盟国間の不当な差別、国際貿易に対する偽装された制限となることを防ぎ、関連の国際機関等が作成する国際基準等に基づき各国の検疫・衛生措置の調和を促進する

2 加盟国の主な義務

- ① 検疫措置は、必要な限度においてのみ適用すること
- ② 検疫措置は、科学的な原則に基づいてとること
- ③ 加盟国間及び国内外で不当な差別をしないこと
- ④ 関連の国際基準等がある場合は、それに基づき措置を適用すること
- ⑤ リスク評価に基づいた検疫措置を適用すること

国際植物防疫条約（IPPC）

1 目的

病虫害のまん延及び侵入を防止し、病虫害の防除措置を促進するため、共通の有効な行動に確実を期す

2 責任

条約に基づく義務を自国内において遂行する責任を負う

3 主な活動

植物検疫措置に関する国際基準（ISPM）の策定及びその実施支援、途上国に対する技術協力、加盟国間の情報共有及び紛争の解決 等

3 - 2. 植物検疫措置に関する国際基準 (ISPM)

- IPPCは、1993年以降、「植物検疫措置に関する国際基準 (ISPM : International Standards for Phytosanitary Measures)」を策定。
- これまでにISPMがNo.47まで採択。

策定されているISPMの例

- ISPM 1 国際貿易における植物の保護及び植物検疫措置の適用に関する植物検疫の原則
- ISPM 11 検疫有害動植物のための病害虫リスクアナリシス
- ISPM 12 植物検疫証明書
- ISPM 15 国際貿易における木材こん包材の規制
- ISPM 28 規制有害動植物に対する植物検疫処理
- ISPM 41 使用された車両、機械及び装置の国際移動
- ISPM 46 植物検疫措置のための品目基準

現在検討されているISPMの例

- ・ ISPM23 附属書「栽培地検査」
- ・ ISPM38 附属書「種子の植物検疫証明のためのシステムズアプローチの設計及び利用」
- ・ ISPM46 附属書「バナナ生果実の国際移動」
- ・ ISPM47 附属書「遠隔監査」
- ・ 人道支援物資の植物検疫上の安全な提供

国際植物防疫条約(IPPC)組織図

植物検疫措置に関する委員会 (CPM: Commission on Phytosanitary Measures)

- IPPCの総会。国際基準の採択等を行う
- IPPC加盟国は現在185の国と地域

CPM理事会

CPMに対し活動の方針、財政、運用・管理に関し助言

IPPC事務局

IPPCの組織の活動支援
(FAO内の1部門)

戦略

戦略計画部会 (SPG)

CPMに対し戦略的な助言を行う

基準策定

基準委員会(SC)

国際基準案の検討、CPMに国際基準案を提案

- 技術パネル (TP)

各分野の国際基準案を作成

TPPT : 植物検疫処理

TPDP : 診断プロトコル

TPCS : 品目基準

TPG : 植物検疫用語

- 専門家作業部会 (EWG)

トピック毎に設置し、特定のトピックの国際基準案を作成

基準実施

実施・能力開発委員会 (IC)

国際基準の実施支援、加盟国の能力向上等

地域

地域植物防疫機関 (RPPO)

- APPPC : アジア
- CAHFS : 中米
- CAN : アンデス
- COSAVE : 南米
- EPPO : 欧州
- IAPSC : 中央アフリカ
- NEPP : 中東
- NAPPO : 北米
- OIRSA : 中南米
- PPPO : 大洋州

※  : 当省職員がメンバー

4. 国際植物防疫の概要

- まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがある「検疫有害動植物」が外国から侵入することを防ぐため、貨物、携帯品及び郵便物として輸入される植物や中古農業機械の輸入植物検疫を実施。
- 植物の輸出に際し、その植物が輸入先国の要求する条件に適合しているか輸出植物検疫を実施。

輸入植物検疫

海外から検疫有害動植物（※）が我が国に侵入し、まん延して農作物に深刻な被害を及ぼすことを防ぐために以下の措置を実施

- ・ 相手国による植物等の輸出前の検査
- ・ 輸入の禁止
- ・ 輸入される植物等の検査
- ・ 検査結果に基づく消毒・廃棄



※検疫有害動植物

まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがある有害動物又は有害植物であって、次のいずれかに該当するものとして指定。

- ・ 国内に存在しないもの
- ・ 既に国内の一部に存在しており、かつ、植物防疫法等の規定により駆除・まん延防止の措置がとられているもの

輸出植物検疫

日本から輸出される植物等に関し、輸出相手国が植物検疫証明書の添付を要求する場合、相手国が指定する病害虫の付着がないかを検査し、また要求に即した措置が実施されているかを確認のうえ、問題がない場合には証明書を発給

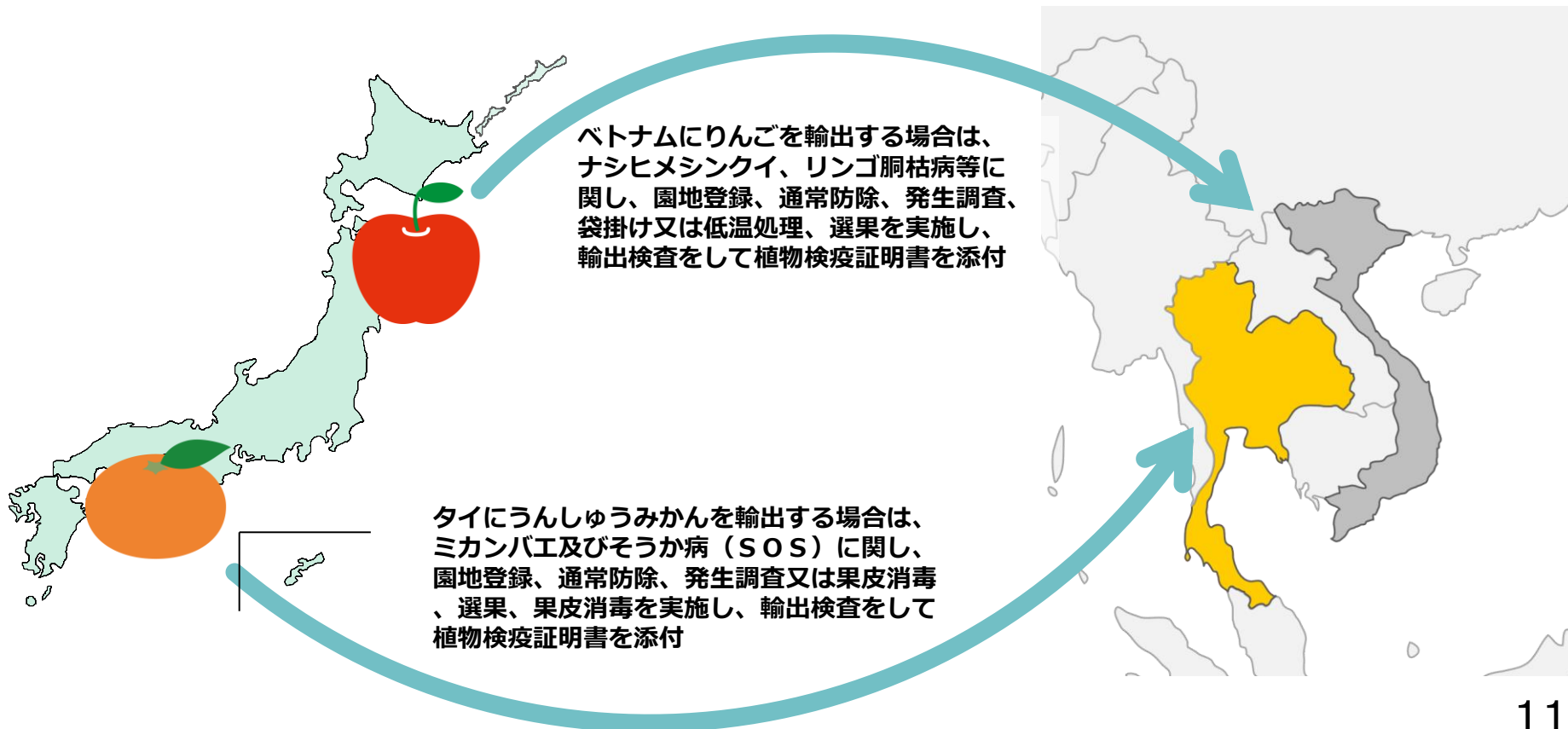


Ⅲ 輸出植物検疫について

- 1 輸出検疫とは
- 2 法的位置づけと検査機関
- 3 輸出先国の輸入条件
- 4 輸出検疫の流れ
- 5 輸出先国による輸入条件の変更
- 6 輸出検疫協議
- 7 産地等の支援

1. 輸出検疫とは

- **輸出先国は**、自国で発生していない病害虫（検疫病害虫）が植物等に付着して他国から侵入してくることのないよう、**植物等の輸入に対して殺虫処理、検査などの様々な条件を付している**。**輸出検疫とは**、植物等の輸出に当たり、輸出先国から**要求される様々な措置を講じ、及びこれらの条件に適合しているかの検査を行うこと**をいう。
- 産地、輸出者等が輸出検疫を適切に受検することは、**我が国の輸出検疫に対する諸外国の信頼を維持し、措置の厳格化を要求されないようにするために極めて重要**。



2. 法的位置づけと検査機関

- 我が国を含む**国際植物防疫条約（IPPC）の加盟国**は、自国から輸出される植物等について、輸入国が付した検疫上の条件に適合している旨の**証明書**（植物検疫証明書：Phytosanitary Certificate）を**発給**しなければならないことになっている。
- このため我が国では、植物等の輸出者が検疫に係る**検査を受けることを植物防疫法により義務付け**ており、この**検査に係る各種業務を全国の植物防疫所が行っている**。

國際植物防疫條約第5條

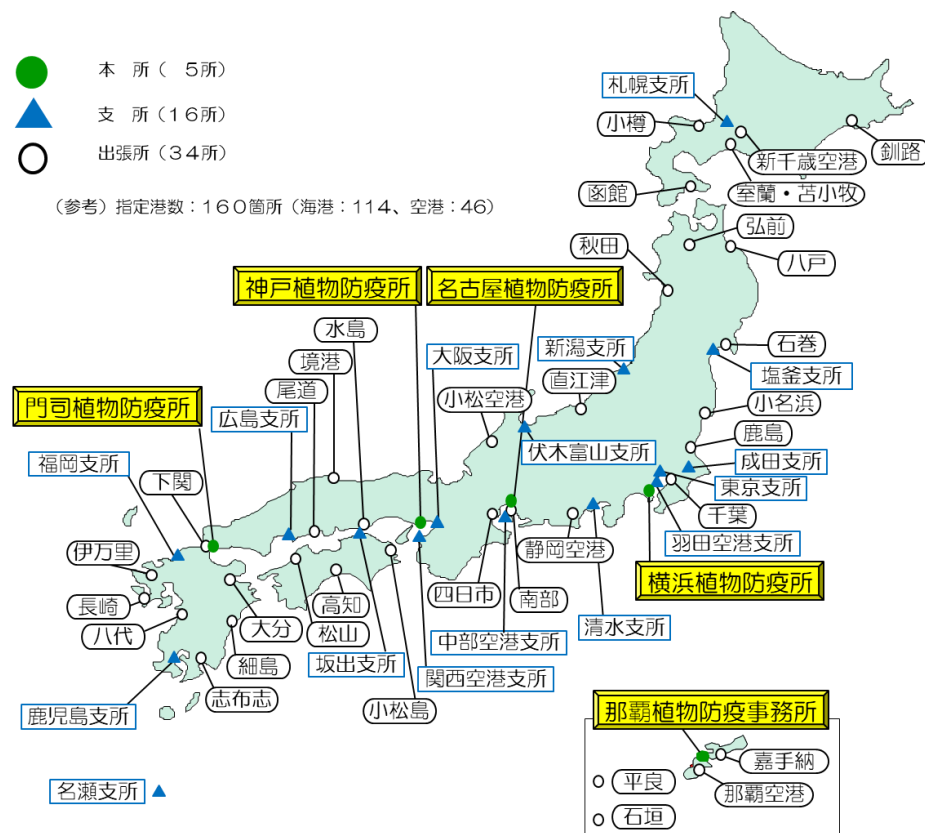
1 締約国は、輸出される植物、植物生産物その他の規制品目及びそれらの積荷が2 (b) の規定に従って作成する証明書に合致することを確保する目的で、植物検疫証明のための措置をとる。

2 締約国は、次の規定に基づく植物検疫証明書の発給のための措置をとる。

(b) 植物検疫証明書又は関係輸入締約国が認める場合にはこれと同等の電子的な証明書は、この条約の附属書に定める様式の文言のとおりとする。これらの証明書は、関連する国際基準を考慮して作成され、及び発給されるべきである。

植物防疫法第10条

輸入国がその輸入につき、植物検疫に係る輸出国の検査証明を必要としている植物又は物品及びこれらの容器包装を輸出しようとする者は、当該植物又は物品及びこれらの容器包装につき、植物防疫官から、これらが当該輸入国の要求の全てに適合していることについての検査を受け、かつ、第三項の植物検疫証明書の交付を受けた後でなければ、これらを輸出してはならない。



(2024年4月時点)

3. 輸出先国の輸入条件

- 輸出先国の輸入条件は品目毎・輸出先国毎に異なっており、①植物検疫証明書（PC）の添付、②輸入許可証（Import Permit）の取得、③栽培地検査、精密検査、殺虫・殺菌処理等の特別な検疫条件、のいずれかが求められる。

諸外国に植物等を輸出する場合の検疫条件一覧（早見表）：貨物編

種 類	輸出相手国・地域	くだもの										やさい(果菜)								コメ		緑茶 (製茶)
		カキ	キウイフルーツ	サクランボ	日本ナシ	西洋ナシ	ビワ	ブドウ	ウンシュウミカン	モモ	リンゴ	イチゴ	カボチャ	キュウリ	スイカ	トウガラシ	トマト	ピーマン	メロン	精米	玄米	
アジア	韓国	Q	Q	Q	×	×	×	Q	Q	×	×	Q	Q	×	×	×	Q	×	Q	Q	Q	◎
	台湾	Q	Q	Q	☆	☆	Q	Q	Q	☆	☆	Q	Q	Q	Q	Q	×	Q	Q	◎	Q	◎
	中国	×	×	×	PQ	×	×	×	×	×	PQ	×	×	×	×	×	×	×	×	☆	×	Q
	香港	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	ベトナム	×	×	×	☆	×	×	×	☆	×	☆	×	×	×	×	×	×	×	×	Q	Q	Q
	タイ	☆	☆	☆	☆	×	×	☆	☆	☆	☆	☆	×	☆	☆	×	☆	×	☆	Q	×	Q
	シンガポール	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
欧州	EU	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	◎	◎	◎
	英国	◎	◎	Q	Q	Q	Q	Q	◎	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	◎	◎	◎
中・北・南米・	米国(本土)	☆	P	×	☆	×	×	×	☆	×	☆	P	×	×	×	×	×	×	☆	◎	◎	◎
	カナダ	◎	◎	×	☆	☆	◎	Q	◎	×	☆	×	◎	◎	◎	Q	×	Q	◎	◎	◎	◎
大洋州	オーストラリア	☆	☆	×	☆	×	×	×	×	×	☆	☆	×	×	×	×	×	×	×	Q	☆	◎
	ニュージーランド	×	×	×	×	×	×	×	☆	×	☆	×	×	×	×	×	×	×	×	◎	◎	◎

◎：PCなしで輸出可能

Q：PCを添付すれば輸出可能

P：輸出相手国のIPの取得が必要

☆：特別な検疫条件を満たしたもののみ輸出可能

×：輸出不可

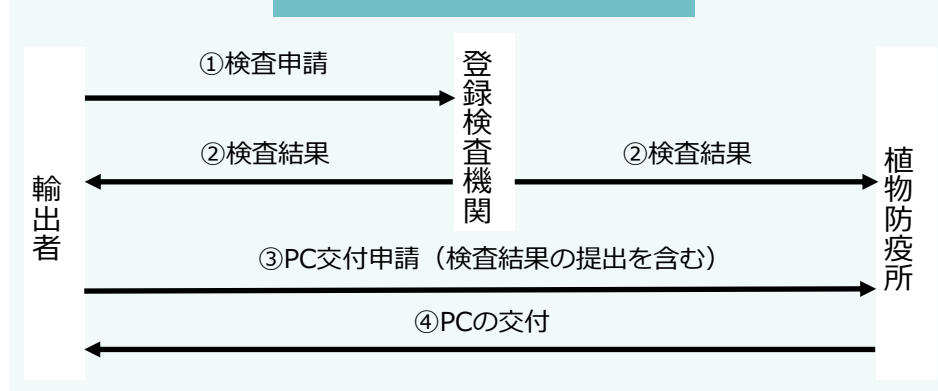
※注意事項

当早見表に掲載されている検疫条件は掲載時点の情報となるため、実際の内容と異なっている場合があります。
また、植物検疫上は輸入が可能となっている場合であっても、各国の他の法令やワシントン条約等により輸入が制限される場合があります。このため、輸出相手国の農業担当部局、植物検疫当局又は在日大使館にお問い合わせください。

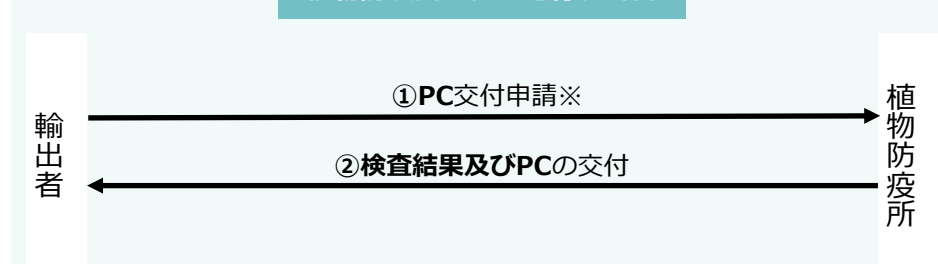
4. 輸出検疫の流れ

- **輸出検疫は、①輸出者による検査の申請、②必要に応じた栽培地検査、精密検査、消毒検査（殺虫・殺菌処理が適切に実施されたかの確認）及び目視検査（荷口の状態及び数量の確認を含む）、③植物防疫官による植物検疫証明書（PC）の交付という流れで行われる。**
- このうち栽培地検査等の各種検査については、令和5年4月より植物防疫法に基づく**登録検査機関**も行えることになっている。速やかな検査を受けるためには、**登録検査機関の積極的な活用が有効。**

登録検査機関が検査を行う場合



植物防疫所が検査を行う場合



※検査申請とPC交付申請を同一の植物防疫所に行う場合は、PC交付申請をもって検査申請に代えることができ、ほとんどの申請はこの方法で行われている。

〈登録検査機関：令和7年9月現在〉

機関名	登録時期	検査区分
株式会社JEVIC	令和5年3月	栽培地検査、消毒検査、精密検査及び目視検査
公立大学法人秋田県立大学	令和5年4月	精密検査
国立大学法人東京大学 大学院農学生命科学研究科	令和5年6月	精密検査
国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構	令和5年7月	精密検査
株式会社UEJ	令和5年7月	目視検査
一般社団法人全日検	令和5年7月	目視検査
株式会社ファスマック	令和5年8月	精密検査
一般社団法人室苦植物検疫協会	令和5年9月	消毒検査及び目視検査
国立大学法人鳥取大学	令和5年9月	精密検査
株式会社農研植物病院	令和6年3月	精密検査
株式会社東海テクノ	令和6年4月	精密検査
一般社団法人神戸植物検疫協会	令和7年1月	消毒検査、精密検定及び目視検査
株式会社JALカーゴサービス	令和6年10月	精密検査及び目視検査

5. 輸出先国による輸入条件の変更

- **輸出先国の輸入条件は**、我が国と相手国の検疫当局間で行われる検疫協議の結果や、我が国における病害虫の発生状況への対応等により**緩和又は強化される**。これらの情報は、植物防疫所のウェブサイト等を通じて周知している。

輸出産地の拡大

米国向けうんしゅうみかんについて、二国間協議を通じて輸出産地を拡大

本州、四国のみ
解禁（1961年）

米国と協議（2015
～2016年）

輸出産地として福
岡、佐賀、長崎、
熊本を追加（2016
年）

検疫措置の緩和

タイ向けかんきつ類について、産地負担の軽減を目的として二国間協議を行い、新たな**検疫措置（リスク管理措置）**を追加

防かび処理及び
ワックス処理

タイと協議
（2018～2023年
）

防かび処理及び
ワックス処理
又は
園地での防除、栽
培地検査及び
目視検査

韓国が日本産樹木の一部の輸入を禁止

研究者による病原菌（*Phytophthora ramorum*）の国内での発見及び公表をきっかけとして、韓国が、発見された地域で生産された当該病原菌の寄主植物（ツバキ属、ツツジ属等）の輸入を禁止。

研究者が四国及び
九州の落ち葉等か
ら病原菌を検出

研究者が論文を公表
（2021年3月）

韓国が四国及び九
州からの寄主植物
の輸入を禁止
（2022年4月）

台湾が日本産樹木苗の一部の輸入を禁止

全国の街路樹等でツヤハダゴマダラカミキリが相次いで発見されたことを受け、台湾が、当該害虫の寄主植物（カエデ属等）について、苗木等の輸入禁止及び木材への殺虫処理を要求。

国内各地で当該害
虫の発生を相次い
で確認（2020年
以降）

台湾へ発生状況を報
告（2023年1月4
日）

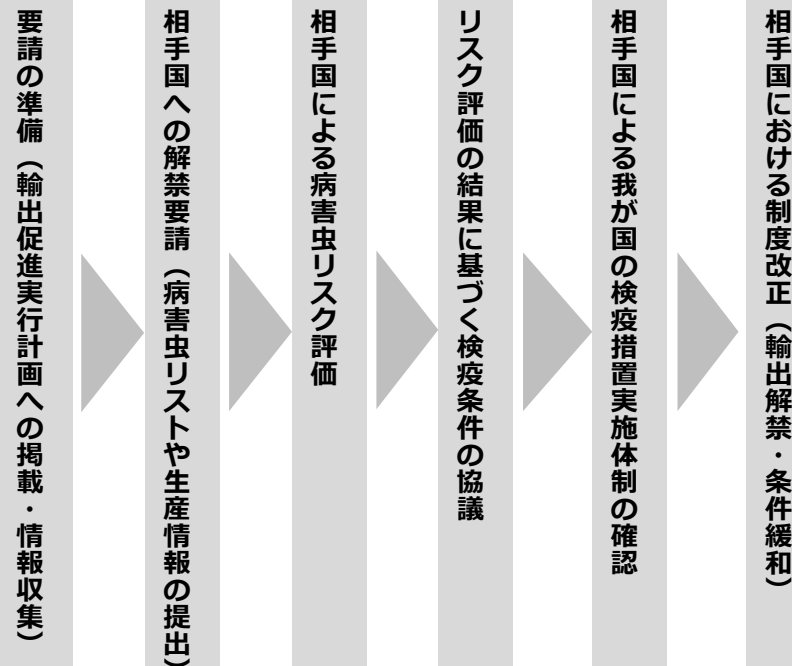
台湾が日本産寄主
植物の輸入停止等
を導入（2023年1
月19日）

※詳細については「植物検疫における輸出解禁要請及び進捗状況について」又は「輸出条件詳細情報」で検索してください。

6. 輸出検疫協議

- 相手国が我が国の産品に対する**輸入条件を設定していない場合**や、相手国の既存の輸入条件では国内産地の負担が大きいと考えられる場合は、当該条件の設定又は緩和に向けて**検疫協議を働きかける**ことになる。
- 我が国は「**農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律**」に基づく**輸出促進実行計画**に従い、**多くの国・地域との間で協議**を行っており、現在、14か国・地域を対象に46件の協議を実施中。

協議の流れ（相手国により若干異なる）



解禁協議中の主な案件

リスク評価中	検疫条件の協議中
インド向けなし 台湾向けトマト ベトナム向けぶどう、もも、かき 豪州向けもも カナダ向けいちご メキシコ向けストック種子、 トルコギキョウ種子、キャベツ種 子、ハクサイ種子 インドネシア向けかんきつ類 米国向けきんかん、だいこん、 キャベツ、黒松盆栽 フィリピン向けぶどう、もも タイ向けかんきつ類（害虫調査の 負担軽減、輸出可能時期の拡大） タイ向けすだち	ブラジル向け精米（リン化アルミ ニウムくん蒸の撤廃） インド向けスギ タイ向け玄米 中国向けぶどう 米国向けさくらの切り枝、ゆず等 かんきつ類 豪州向けメロン 米国向けりんご（臭化メチルくん 蒸等に代わる検疫措置の追加） 豪州向けりんご（臭化メチルくん 蒸等に代わる検疫措置の追加） ペルー向け精米

(参考) 我が国の輸出検疫協議の実績

- 過去5年間（2020年1月以降）では、9か国・地域を対象に13件の輸出解禁等を達成している。輸出検疫協議の進捗は、対象品目に付着する病害虫の種類、相手国植物検疫当局の体制、検疫条件の内容、他の品目に係る協議の状況等に大きく左右される。

	品目	輸出先国・地域	実績	解禁・緩和までに要した期間
2025年2月	ゆず、きんかん	タイ	輸出解禁（園地・施設登録、発生調査、薬剤処理、査察）	2年2か月
2024年12月	いちご	フィリピン	輸出解禁（施設登録、トラップ調査、果実検査、査察）	5年6か月
2024年1月	かんきつ類	ニュージーランド	輸出可能品目の拡大、病害虫調査の一部緩和等	6年11か月
2023年5月	かんきつ類	タイ	薬剤処理の代替措置（防除、園地検査及び目視検査）の追加	4年5か月
2023年3月	精米	メキシコ	輸出解禁（コクヌスト不在の確認）	2年8か月
2022年3月	りんご	インド	輸出解禁（園地登録、選果、低温処理又は臭化メチルくん蒸、査察）	12年7か月
2021年11月	メロン	米国	輸出解禁（スイカ緑斑モザイクウイルス不在の確認）	5年6か月
2021年10月	うんしゅうみかん	ベトナム	輸出解禁（園地・施設登録、発生調査、選果、査察）	4年6か月
2020年10月	黒松盆栽（錦松盆栽を含む）	EU	輸出解禁（SA：園地検査、棚上栽培、防除、トレーサビリティ）	4年5か月
2020年8月	いちご	豪州	輸出解禁（SA:施設登録、現地検査、選果、及びトラップ調査・果実検査又は臭化メチルくん蒸）	3年10か月
2020年5月	かんきつ類	タイ	合同輸出検査から査察制への移行	2年
2020年4月	日本なし	米国	生産地域の拡大、品種制限の撤廃	1年11か月
2020年2月	うんしゅうみかん	米国	SAの構成要素から臭化メチルくん蒸を撤廃	2年7か月

7. 産地等の支援

- 植物防疫所をはじめとする関係機関が、輸出検疫に係る産地等の取組を支援し、又は輸出検疫の円滑化を図るための各種取組を実施。

植物防疫所における相談窓口の設置

横浜植物防疫所業務部輸出検疫担当	Tel. 045-211-7155
名古屋植物防疫所輸出検疫担当	Tel. 052-651-0114
神戸植物防疫所業務部輸出検疫担当	Tel. 078-331-2384
門司植物防疫所輸出検疫担当	Tel. 093-280-4319
那覇植物防疫事務所輸出及び国内検疫担当	Tel. 098-868-1679

関係団体による専門家の派遣

概要：	専門家を派遣し、輸出先国の植物検疫条件に対応するための現地体制を構築し、栽培体系、農産物の生育状況、病害虫の発生状況等の実態に応じた技術的支援を実施。
実施機関：	（一社）全国植物検疫協会（令和5年度） TEL: 070-1187-1520
事業名：	輸出先国の規制に係る産地への課題解決支援事業

相手国検査官の招へい費用等の助成

概要：	相手国の検査官による登録生産園地や登録選果施設の査察又は両国の検査官による合同輸出検査を受ける際に、相手国の検査官を招へいするための費用を助成（定額又は1/2）。
事業名：	輸出環境整備推進事業（輸出先国規制対応支援事業）
担当課	輸出・国際局課規制対策グループ TEL: 03-3502-8111

集荷地等における輸出検査の実施

概要：	輸出品の品質保持、不合格品が出た場合の補充等を目的として輸出者が栽培地や集荷地での輸出検査を希望する場合、当該輸出者の要請に基づいて当該検査を実施。
実施機関：	全国の植物防疫所、登録検査機関
実施例：	（植物防疫所の実施例として）千葉県のアジア向け盆栽・植木、愛知県の花き市場での諸外国向け花き類、青森県の台湾向けりんご等

さいごに

<輸出する際の法令遵守の徹底について>

- 1 植物を海外に輸出する際には事前に植物防疫所による検査を受け、合格したものでなければ輸出できない。
- 2 本来、検査を受けるべき植物であるにも関わらず、検査を受けずに輸出したり、検査を受けるにあたり不正を行うことは国内法である植物防疫法に違反し、罰則の対象となる可能性がある。
- 3 また、輸出先国の要求事項に違反する輸出行為は、日本の植物検疫制度の信頼性を損ない、不履行事例が続けば、我が国からの海外への植物の輸出全般に悪影響を及ぼすことにも繋がる。
- 4 したがって、植物の輸出に際しては、規則やルールについても改めて十分に御認識した上で厳守することが重要である。

ご静聴ありがとうございました

